

日本毒性病理学会 理事長 殿

誓約書

1. 入会申込書の記載事項は、事実と相違ありません。
2. 貴学会の会則に基づき、会員として相応しい良識ある言動と活動に努めます。
特に、下記の会則第9条に関連して、違法行為や反社会的行為に関わること及び反社会的勢力と関わることは一切いたしません。

会則

第9条 会員は、退会届が受理された時点で会員の資格を失う。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議を経てこれを除名することができる。
 - (1) 会費を2年以上滞納したとき
 - (2) 会則に違反したとき
 - (3) 本会の名誉を傷つけたとき

-
3. 貴学会の個人情報保護指針を遵守します。
 4. 入会承認後は直ちに初年度会費を納入します。
 5. 上記各事項に違反した場合は会則に基づく理事会決定に無条件に従うことを誓います。

年 月 日

氏名 (自署) _____ 印